

市立高等学校の通学区域に関する規則等

1 千葉市

(1) 千葉市立高等学校管理規則

(通学区域)

第3条の2 学校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 普通科 千葉市内全域
- (2) 理数科及び国際教養科 千葉県内全域
(入学の志願及び募集等)

第25条の2 学校に入学を志願することができる者は、普通科にあつては、本人及び保護者が本市に居住する者とし、理数科及び国際教養科にあつては、本人及び保護者が千葉県内に居住する者とする。

2 前項の規定により学校に入学を志願することができない者又は特にやむを得ない事情のある者は、当該学校の校長の承認を受けて学校に入学を志願することができる。

3 生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか、毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示する。

(2) 千葉市立高等学校等の入学志願の特例に係る手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市立高等学校管理規則（昭和39年千葉市教育委員会規則第5号。以下「高等学校規則」という。）第25条の2第2項の規定による千葉市立高等学校（以下「高等学校」という。）及び千葉市立中等教育学校管理規則（令和3年千葉市教育委員会規則第6号。以下「中等教育学校規則」という。）第31条第3項の規定による千葉市立稲毛国際中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の入学の志願の特例に係る手続について必要な事項を定めるものとする。

(承認に係る手続)

第2条 高等学校規則第25条の2第2項又は中等教育学校規則第31条第3項の規定により校長の承認を受けて高等学校又は中等教育学校に入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 当該学校を志願することについてのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校又は在籍小学校等の校長の証明書
- (2) 入学後は当該学校の通学区域内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉市立千葉高等学校第1年次入学者選抜要項又は千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者募集要項に定める書類
- (4) その他当該学校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第3条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

2 習志野市

(1) 習志野市立高等学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、習志野市立高等学校（以下「市立高校」という。）の通学区域について必要な事項を定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 普通科の通学区域は、習志野市、八千代市、船橋市、浦安市、市川市、松戸市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市及び印旛郡内全町とする。
- (2) 商業科の通学区域は、県内全域とする。
(入学の志願)

第3条 市立高校に入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願しようとする者は、本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。

（志願の特例）

第4条 前条に規定する以外の者で、やむを得ない事情のある者は、教育長の承認を受けて入学を志願することができる。

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日以後に入学する者から適用する。

（2）習志野市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、習志野市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、入学志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

（承認権限の委任）

第2条 教育長は、規則第4条に規定する承認の権限を習志野市立高等学校（以下「市立高校」という。）の校長に委任する。

（承認に係る手続）

第3条 前条に規定する市立高校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次に掲げる書類を入学願書に添えて市立高校の校長に提出しなければならない。

（1）やむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書

（2）入学後、通学区域内から通学させる旨を証する保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条の保護者をいう。ただし、入学を志願しようとする者が成年に達している場合は、同条の保護者に準ずる者とする。）の誓約書

（3）千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類

（4）その他市立高校の校長が必要と認める書類

（承認の取消し）

第4条 市立高校の校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けた者であることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

3 船橋市

（1）船橋市立高等学校の通学区域に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 普通科の学区は、船橋市、市川市、松戸市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域とする。

2 商業科及び体育科の学区は、千葉県全域とする。

（入学の志願）

第3条 高等学校に入学を志願することのできる者は、本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が学区内に居住し、かつ、本人が学区内に所在する中学校若しくは義務教育学校に在籍し、又はこれらを卒業したものとする。

（編入学）

第4条 高等学校に編入学を志願することのできる者は、本人及び保護者が学区内に居住しているものとする。

（志願の特例）

第5条 前2条の規定にかかわらず、教育長が特にやむを得ない事情があると認めた者は、高等学校を

志願することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成28年3月31日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項の規定は、平成28年4月1日以降に入学を志願する者及び編入学を志願する者(学年による教育課程の区分を設けない課程(以下「単位制による課程」という。)に編入学を志願する者に限る。)に係る学区について適用し、この規則の施行の際現に在学している者、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに入学する者及び平成28年4月1日以降に編入学を志願する者(単位制による課程に編入学を志願する者を除く。)に係る学区については、なお従前の例による。

(2) 船橋市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立高等学校の通学区域に関する規則(平成12年教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、規則第5条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 教育長は、規則第5条に規定する承認の権限を船橋市立高等学校(以下「高等学校」という。)の校長に委任する。

(校長承認の申請手続)

第3条 前条の規定により高等学校の校長に入学志願の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて高等学校の校長に提出しなければならない。

- (1) 高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後、通学区域内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項の定める書類
- (4) その他高等学校の校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が、虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

4 松戸市

(1) 松戸市立高等学校通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松戸市立高等学校(以下「市立高校」という。)の通学区域について定めるものとする。

(通学区域)

第2条 市立高校の通学区域は、次のとおりとする。

- (1) 全日制の課程の普通科 松戸市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域
- (2) 全日制の課程の国際人文科 県内全域

(入学の志願)

第3条 市立高校は、入学(転入学及び編入学を含む。以下同じ。)を志願しようとする者及びその保護者(親権者又は後見人をいう。)が前条に規定する通学区域に居住する場合に入学の志願をすることができる。ただし、特別な事情がある者は、教育長の承認を受けて入学を志願することができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の松戸市立高等学校通学区域に関する規則第2条第1号の規定は、施行日以後に入学する者及び編入学（転入学を含む。以下同じ。）する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学する者に限る。）に係る通学区域について適用し、施行日において現に在学している者、施行日の前日までに入学する者及び施行日以後に編入学する者（単位制による課程に編入学する者を除く。）に係る通学区域については、なお従前の例による。

(2) 松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年松戸市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）第3条ただし書の規定に基づき、志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 松戸市教育委員会教育長は、規則第3条ただし書に規定する承認の権限を入学の志願を受ける市立高等学校の校長に委任する。

(承認手続)

第3条 前条に規定する高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて当該校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県の前接学区内から松戸市立高等学校を志願する場合は、この限りでない。

- (1) 松戸市立高等学校（入学者選抜、転・編入学）志願証明書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 松戸市立高等学校入学者選抜要項に定める書類
- (4) その他当該校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月13日より施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の松戸市立高等学校入学志願の特例に関する要綱第3条第1号の規定は、施行日以後に入学する者及び編入学（転入学を含む。以下同じ。）する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学する者に限る。）に係る入学志願について適用し、施行日において現に在学している者、施行日の前日までに入学する者及び施行日以後に編入学する者（単位制による課程に編入学する者を除く。）に係る入学志願については、なお従前の例による。

5 柏市

(1) 柏市立高等学校通学区域規則

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市立高等学校（以下「市立高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 市立高等学校の学区は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 普通科 柏市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町の区域
- (2) スポーツ科学科 千葉県全域

(入学の志願)

第3条 市立高等学校に入学しようとする者は、本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。）が前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める学区内に居住する場合に限り、志願することができる。

(転入学等)

第4条 前条の規定は、市立高等学校に転入学し、又は編入学しようとする者に準用する。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定により志願することができない者であって特にやむを得ない事情のあるものは、別に定めるところにより、教育長の承認を受けて志願することができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 柏市立高等学校入学志願の特例に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市立高等学校通学区域規則(平成12年柏市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。)第6条の規定により、第5条の規定による志願の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 柏市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、規則第5条に規定する承認の権限を市立高等学校の校長に委任する。

(承認に係る手続き)

第3条 前条に規定する市立高等学校の校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内から柏市立高等学校を志願する場合は、この限りではない。

(1) 柏市立高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長の証明書

(2) 入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書

(3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類

(4) その他校長が必要と認める書類

2 校長は、前号の規定による書類の提出があったときは、入学願書の受理をもって志願を承認したものとする。

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

6 銚子市

(1) 銚子市立高等学校の通学区域に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が設置する高等学校(以下「高等学校」という。)の通学区域(以下「学区」という。)について定めるものとする。

(学区)

第2条 高等学校の普通科及び理数科の学区は、別表のとおりとする。

(入学等の志願)

第3条 高等学校に入学を志願することができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 本人及びその保護者(親権者又は後見人をいう。)が前条に規定する学区内に居住していること。

(2) 本人が前条に規定する学区内に所在する中学校に在籍し、又はこれを卒業したこと。

2 高等学校に転入学又は編入学を志願することができる者は、前項第1号に該当する者とする。

(志願の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、銚子市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が特にやむを得ない事情があると認めた者は、高等学校を志願することができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

市	町	村	名
銚子市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町			

(2) 銚子市立高等学校入学志願の特例に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市立高等学校通学区域に関する規則(平成12年銚子市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)第5条の規定により、規則第4条の規定による志願の特例について必要な事項を定めるものとする。

(承認権限の委任)

第2条 銚子市教育委員会教育長は、規則第4条に規定する承認の権限を入学の志願を受ける銚子市立高等学校の校長(以下「校長」という。)に委任する。

(承認に係る手続)

第3条 前条の規定による校長の承認を受けて入学を志願しようとする者は、次の各号に掲げる書類を入学願書に添えて校長に提出しなければならない。ただし、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定及び細部協定に基づき、茨城県の本市隣接学区内から銚子市立高等学校を志願する場合は、この限りではない。

- (1) 銚子市立高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍(出身)中学校長等の証明書
- (2) 入学後、学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書
- (3) 千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類
- (4) その他校長が必要と認める書類

(承認の取消し)

第4条 校長は、前条の書類を提出して承認を受けた者が虚偽の方法により承認を受けたものであることが明らかになったときは、その承認を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。